

茨木市公告第 35 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 13 日

茨木市長 福岡 洋一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
清溪地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 2 月 2 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
個人 1 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換をする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
伝統野菜等、高付加価値の農作物栽培に取り組むとともに、さらなる新規就農者の受け入れや集落営農の組織化等を検討し、農地の集積と農業経営の安定化を進めていき、里山の保全と地域農業の活性化を図る。